塩尻市建設コンサルタント等の業務委託「失格基準価格」算定フロー

スタート

設計額（税込み）が50万円以上の建設建設コンサルタント等の業務委託

50万円未満 → 対象外

入　　札

① 入札書比較価格（予定価格の消費税を含まない価格。以下同じ）を超える応札者を算定対象から除外します。

② ①で除外された残りの応札者の平均値±（標準偏差×1．5）の範囲外にある応札者を算定対象者から除外します。

①で除外された残りの応札者数：n

①で除外された残りの応札価格：x

平均値：　$\Sigma x/n$　　**1円未満切り捨て**

標準偏差：　$\sqrt{\dfrac{n\Sigma x2-(\Sigma x)2}{n2}}$　　**1円未満を四捨五入**

③ ②で除外された残りの応札者が3者以上か？

Aルート
3者未満の場合

④ ③において入札書比較価格の80％相当額以上の応札者が3者以上か？

Bルート
3者未満の場合

Cルート

⑤ （入札書比較価格の80％相当額以上の応札者のうちで）

$$\text{平均価格} = \frac{\text{相当額以上の者の価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}}$$

以上により算出された平均価格（**百の位以下を切り上げ**）を**失格基準価格**とする。

ただし、算定した平均価格が入札書比較価格の85％を超える場合は、85％相当額（**百の位以下を切り上げ**）とする。

失格基準価格　＝　上記で計算された額

失格基準価格 ＝ 80％相当額
（**百の位以下を切り上げ**）